

経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人、フィリ

ピン人及びベトナム人看護師・介護

福祉士候補者の滞在期間の延長について

（ 令和 7 年 2 月 18 日
閣 議 決 定 ）

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア E P A」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン E P A」という。）及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文（平成 24 年外務省告示第 164 号。以下「日ベトナム交換公文」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人の看護師候補者及び介護福祉士候補者（以下それぞれ「インドネシア人看護師・介護福祉士候補者」、「フィリピン人看護師・介護福祉士候補者」及び「ベトナム人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

政府は、平成 23 年以降、インドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者について、外交上の配慮の観点から、一定の条件に該当する候補者につき、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認めてきている。

こうした経緯並びに令和 6 年 6 月 21 日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2024」及び同日の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 6 年度改訂）」を踏まえ、外交上の配慮の観点から、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されるとの考えの下、日インドネシア E P A、日フィリピン E P A 又は日ベトナム交換公文（以下「協定又は交換公文」という。）による受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、下記 3. に掲げる一定の条件に該当した場合に、協定又は交換公文に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を就労・研修しながら目指すことを可能とするため、令和 4 年度又は令和 5 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 15 陣及び第 16 陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者

第 14 陣及び第 15 陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第 9 陣及び第 10 陣については、インドネシア政府、フィリピン政府及びベトナム政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、協定又は交換公文に基づく滞在期間を超えて 1 年間の追加的な滞在期間延長を認め、日本での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回得られるようにするものである。

2. 滞在期間延長の対象となる候補者

滞在期間延長の対象となる候補者は、令和 4 年度又は令和 5 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 15 陣及び第 16 陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 14 陣及び第 15 陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第 9 陣及び第 10 陣とする。

3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人看護師候補者第 15 陣、フィリピン人看護師候補者第 14 陣及びベトナム人看護師候補者第 9 陣

次のいずれにも該当する者に限り、所要の手續及び審査

を経て、1年間の追加的な滞在期間延長を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定又は交換公文に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から令和7年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、令和7年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、令和7年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 令和6年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間延長の対象者

上記2.の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、上記(1)以外の候補者(以下「その他の対象者」という。)については、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な

滞在期間の延長は、上記（１）オの基準（注：その他の対象者の協定又は交換公文に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には、上記（１）と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。